

# 公 売 財 産 買 受 勧 誘 書

令和6年 1月 9日

鹿児島県大隅地域振興局長

県税滞納処分による公売を下記のとおり実施しますので、この公売財産を買い受けるご希望がありましたら、公売に参加されるようお勧めします。物件の詳細は、鹿児島県ホームページでご確認ください。（「鹿児島県 公売情報」で検索するとご覧いただけます。）

【問い合わせ先】鹿児島市打馬2丁目16-6

鹿児島県大隅地域振興局 県税課 管理納税第2係  
電話番号0994-52-2094（直通）

公 売 財 産 公 売 保 証 金 見 積 価 額	公 売 財 産			公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
	売却区分番号	名 称 , 性 質 , 所 在 , 数 量 , そ の 他			
財 産 ・ 公 売 保 証 金 ・ 見 積 価 額	1	不動産 1 在所 在 番 目 積 在 番 目 積 在 番 目 積 1 曾 於 市 末 吉 町 諏 訪 方 字 船 窪 5 5 1 9 番 4 宅 地 1 2 9 . 8 5 m <sup>2</sup> 2 曾 於 市 末 吉 町 諏 訪 方 字 船 窪 5 5 2 0 番 1 宅 地 2 7 2 . 7 3 m <sup>2</sup> 3 曾 於 市 末 吉 町 諏 訪 方 字 船 窪 5 5 2 0 番 3 宅 地 5 0 4 . 0 0 m <sup>2</sup> (3筆一括公売)		150,000 円	1,424,000 円
積 価 額	(注) 買受希望者は、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 公売保証金の納付は、鹿児島県インターネット公売ガイドラインに定めるクレジットカードによる納付、鹿児島県が指定する口座への銀行振込、郵便為替、現金または県税の納付に使用することができる小切手のうち、銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものに限ります。（「鹿児島県インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。）				
公 売 方 法		期間入札			
公 売 日 時		入 札	令和6年2月 6日午後1時から令和6年2月13日午後1時まで		
公 売 場 所		開 札	令和6年2月13日午後2時から		
公 売 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上			
売 却 決 定		令和6年3月5日 午前10時00分		場 所	大隅地域振興局
代 金 納 付 期 限		令和6年3月5日 午後2時30分			
権 利 移 転 及 び 危 険 負 担 移 転 時 期		買受代金の全額を納付したとき			
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条及び第108条第1項に抵触しない者			
そ の 他	1 この公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「KSI官公庁オークション」という。）を利用して入札手続きを行います。公売参加希望者は、令和6年1月11日13時から令和6年1月30日23時までにKSI官公庁オークションの画面上で参加申込みを行ってください。 また、公売に参加する際は「鹿児島県インターネット公売ガイドライン」をよくお読みいただき、確認同意の上、参加してください。当該ガイドラインは、鹿児島県のホームページでご覧いただけます。 ○KSI官公庁オークション URL: <a href="https://kankocho.jp/">https://kankocho.jp/</a> ○鹿児島県インターネット公売ガイドライン（鹿児島県ホームページ内 くらし・環境>税金>公売情報） URL: <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/koubai/index.html">https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/koubai/index.html</a> 2 公売財産の詳細な内容については、令和6年1月11日13時からKSI官公庁オークションの物件詳細画面で閲覧できます。鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）にも本県の公売情報を掲載しますので、ご覧ください。				

- 3 地積表示は、不動産登記簿の表示によります。公売参加希望者は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、現地の状況を充分把握した上で入札してください。
- 4 この広告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。鹿児島県暴力団排除条例第6条に基づき、同条例第2条第1号から4号に該当する者は公売に参加できません。
- 5 この公売は、国税徴収法第99条の2及び同法施行規則第1条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。入札をしようとする者は、入札までに、大隅地域振興局長へ陳述書等を提出してください。詳しくは、鹿児島県インターネット公売ガイドライン「第2・2陳述書について（不動産の参加申し込みの場合）」、若しくは大隅地域振興局県税課管理納税第2係にてご確認下さい。陳述書等の様式は、鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）に掲載しています。  
なお、入札までに陳述書等の提出が確認できない者に係る入札は無効となります。
- 6 入札者に国税徴収法第108条第1項及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 7 公売保証金の提供を要する公売財産のため、公売保証金の提供後でなければ、入札できません。
- 8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定額は入札価額になります。
- 9 最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々のみによる追加入札を実施します。追加入札は開札日と同日に行います。追加入札の該当者は、KS1官公庁オークションから送信される電子メールを確認の上、指定時刻までに追加入札を行ってください。指定時刻までに入札がない場合は、当初の入札額と同額で入札したもののみとなります。追加入札を実施しても最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
- 10 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の額を控除した額以上のもの）のよる入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第104条の2）なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者決定後直ちに、大隅地域振興局から電子メールにて行います。
- 11 次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな買受代金の納付期限を令和6年3月12日午後2時30分とします。
- 12 上記売却決定の日時（令和6年3月5日午前10時）までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更されることがあります。
- 13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取消します。
- 14 買受代金の納付は、鹿児島県が指定する口座へ銀行振込又は現金（鹿児島手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出日から起算して8日を経過していないものに限る。）に限ります。
- 15 公売財産の権利移転について登記が必要になります。権利移転登記に伴う費用（移転登記の登録免許税等は買受人の負担となります。買受人は、上記の代金納付期限（令和6年3月5日 午後2時30分）までに、鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）より「所有権移転登記請求書」を印刷して必要事項を記入、署名、なつ印の上、次の書類を添えて、大隅地域振興局長へ提出してください。  
なお、次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな代金納付期限（令和6年3月12日午後2時30分）が書類の提出期限となります。  
① 売却決定通知書  
② 市町村発行の固定資産評価証明書登  
③ 録免許税相当額の納付済領収証書  
④ 個人の場合は住民票（謄本又は抄本）、法人の場合は法人（会社等）の登記事項証明書
- 16 権利移転及び公売に伴う危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付した時です。
- 17 公売財産に、財産の種類又は品質に関する不適合があっても、鹿児島県は担保責任を負いません。
- 18 鹿児島県は、買受人に対して公売財産の引渡義務を負いません。公売財産内の構造物等の撤去・取壊を行う場合は、全て買受人が行うこととなります。
- 19 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 20 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っていません。